

## 県民会館の整備のあり方に関する有識者会議設置要領

### (設置の目的)

第1条 宮城県では、平成28年3月に策定した第2期宮城県文化芸術振興ビジョンにおいて「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」を施策として掲げ、文化施設等の充実及び活用を推進することとしている。また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等においても劇場、音楽堂等の活性化を図り、活力ある地域社会の実現等に寄与することが求められている。

本県においてその役割を担う宮城県民会館（以下「県民会館」という。）は、施設の老朽化やバリアフリー化が不十分であることなど、様々な課題を抱えている。

このため、今後の県民会館に求められる基本的な方向性や、機能・規模・立地条件等について有識者から意見を聴取することを目的として、県民会館の整備のあり方に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 県民会館の施設整備の基本的な方向性に関すること。
- (2) 県民会館の機能、規模及び立地条件に関すること。
- (3) その他県民会館の施設整備に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる分野の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、当該委員が就任を承諾した日から有識者会議終了の日までとする。

### (座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議の進行を行う。  
3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 有識者会議は、宮城県環境生活部長が招集する。

2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
3 環境生活部長は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者を出席させ、助言、説明を求めることができる。

(委員の代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事由により有識者会議に出席できないときは、座長が認め る場合に限り、所属する団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせる ことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後 も同様とする。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局を宮城県環境生活部消費生活・文化課に置く。

2 事務局は、有識者会議の庶務について処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めがあるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長 が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年1月11日から施行する。

別表（第3条関係）

分 野
文化政策
建 築
施設運営
実演団体
利用団体